

浜松球場夜間照明塔塗装及び照明 LED 化業務
設計・施工・監理一括発注プロポーザル要求水準書

令和5年11月10日

浜松市

浜松球場夜間照明塔塗装及び照明 LED 化業務 設計・施工・監理一括発注プロポーザル要求水準書

目次

第1章	総則	1
第1節	事業の概要	1
1	事業の目的	1
2	創意工夫の発揮	1
3	事業における基本方針	1
第2節	本施設の概要	2
第3節	業務の概要	2
1	事業の対象範囲	2
2	工期	2
第2章	共通事項	4
第1節	関係法令の遵守	4
第2節	関係官公署への対応	4
第3節	実施体制	4
第4節	提出書類	5
1	業務計画書	5
2	月次報告書	6
3	業務完了報告書	6
4	その他	6
第5節	打合せ及び記録	6
第6節	報告	6
第7節	検査及び引渡し	7
第8節	資格者の確保	7
第9節	要求水準の変更	7
第3章	照明塔塗装工事に関する事項	8
第1節	改修内容	8
1	照明塔塗装工事	8
2	照明架台補強工事	8
3	その他業務	8
4	全体工程表	9
5	周辺工事等に係る注意事項	9
6	広報活動	9

第2節	設計業務	9
1	業務内容	9
2	設計業務責任者、照査技術者及び設計業務担当者	10
3	設計図書	11
4	関係者等への説明	12
5	成果品の管理及び帰属	12
6	設計内容の変更	13
第3節	施工業務	13
1	業務条件等	13
2	業務着手時及び完了時の提出書類	14
3	監理技術者、現場代理人及び主任技術者	15
4	施工体制	16
5	施工状況の確認	16
6	施工定例会議	16
7	作業範囲	16
8	施工内容の変更	16
9	工事保険等	16
10	安全管理・災害の防止	17
11	周辺環境の保全	17
12	工事用電力・用水	17
13	近隣対策	17
14	建設業退職金共済制度（以下「建退共制度」という。）について	17
15	その他	18
第4節	工事監理業務	19
1	業務内容	19
2	定例会議の出席	20
3	打合せ	20
4	資格要件等	20
5	提出図書	20
第4章	LED照明に関する事項	22
第1節	業務内容	22
1	概要	22
2	要求水準	22
3	業務条件等	23
4	設計業務に関する事項	25
5	施工及び工事監理業務に関する事項	25

6	改善提案への対応.....	27
7	その他	27

第1章 総則

第1節 事業の概要

1 事業の目的

四ツ池公園浜松球場（以下「本施設」という。）は、昭和54年に新たにオープンし、プロ野球公式戦や高校野球静岡大会などに利用されている硬式野球場である。

築44年が経過し、特に、夜間照明塔の老朽化が顕著であり、鉛を含む塗装の剥離や架台等の腐食が進んでいることから、照明塔の塗装、照明設備の改修及び照明LED化を実施する。

2 創意工夫の発揮

受託者は本書に示された要求水準を、効率的かつ合理的に満足するよう、積極的に創意工夫を発揮して提案を行うこと。具体的には建築物のライフサイクルコストの削減、利便性の向上、照明演出等が例として挙げられる。

なお、事業の目的や要求水準の維持と矛盾しない限りにおいて、本書に示されていない部分について、本施設の利便性・快適性・安全性・効率性を向上させるような提案があれば、浜松市（以下「委託者」という。）はその具体性、公共的施設としての適性等に基づいてこれを事業者選定の審査において評価する。

また、本書において、委託者が具体的仕様等を定めている部分についても、その仕様と同等あるいはそれ以上の性能を満たし、かつ事業の目的や当該項目以外のサービス水準の維持と矛盾しないことを応募者が明確に示した場合に限り、委託者は代替的な仕様の提案も認めるものとする。

3 事業における基本方針

浜松球場夜間照明塔塗装及び照明LED化業務（以下「本業務」という。）は、以下に掲げる基本方針に基づき、実施する。

① 施設運営に支障のない施設整備

原則、本施設、第二球場、陸上競技場及び自由広場を休場することなく実施できる施工計画とし、陸上競技場を含む公園利用者への影響を最小限にとどめる計画とすること。ただし、本施設において照明設備を使用する夜間利用の休止は認めるため、施工計画において明示すること。

また、資材置場等として浜松球場レフト側駐車場の一部及び公園敷地南側の公園部分の使用を可とする。（3ページ参照）

② 工事における安全な施工計画

本施設及び公園利用者など、第三者への安全に配慮した施工計画とする。

③ 民間技術力等の活用

設計段階から技術を有する施工者が設計を行うことにより、保有する得意分野での技術を有効活用し、部材の選定、施工方法・工程管理の最適化によるコストの抑制、工期の短縮とともに、ランニングコストに配慮した施工計画とする。

④ 周辺環境へ配慮した施設計画

光害等による周辺環境への影響を最小限とした施設計画とする。

⑤ プロスポーツの実施できる施設計画

本施設は、プロ野球公式戦で使用する球場の一つに見込まれていることから、カメラ照度などに配慮した施設計画とする。

⑥ 市民利用の拡大

調光機能の搭載など利用用途に応じた設定が出来るなど、夜間の市民利用の拡大を図る。

⑦ その他

本業務の実施にあたっては、発注者のほか、施設を管理する指定管理者と十分に意思疎通を図り、施設運営に最大限配慮すること。

第2節 本施設の概要

所在地	浜松市中区上島六丁目 19 番 1 号
面積	12,659 m ²
グラウンド	硬式野球場 両翼 99.1m 中央 122.0m バックネット 10m×30m
観客席	内野スタンド：11,220 人 外野スタンド：14,780 人（芝生） 合計：26,000 人
年間利用者数	令和元年度：81,247 人 令和3年度：38,723 人 令和2年度：20,719 人 令和4年度：48,522 人
用途地域等	第1種低層住居専用地域、第1種風致地区
構造	鉄筋コンクリート造 地上1階、鉄骨造 延床面積 5,524.3 m ²
耐震性能	Is 値 1.27 （平成15年度耐震補強済）
照明設備	照明塔 6 基、540 灯（メタルハライド灯 1,000w342 台、高圧ナトリウム灯 700w180 台、白熱灯 1,000w18 台）

第3節 業務の概要

1 事業の対象範囲

受託者が行う事業の範囲は次のとおりとする。

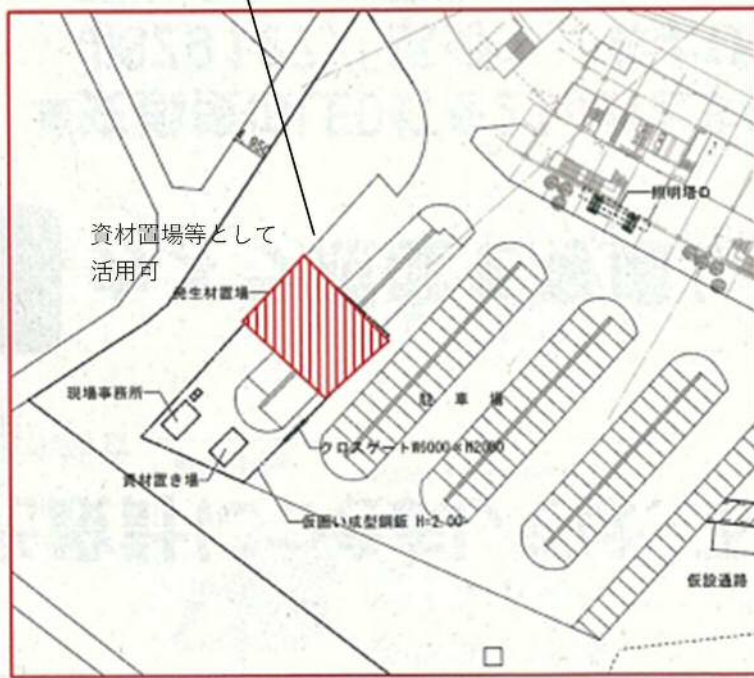
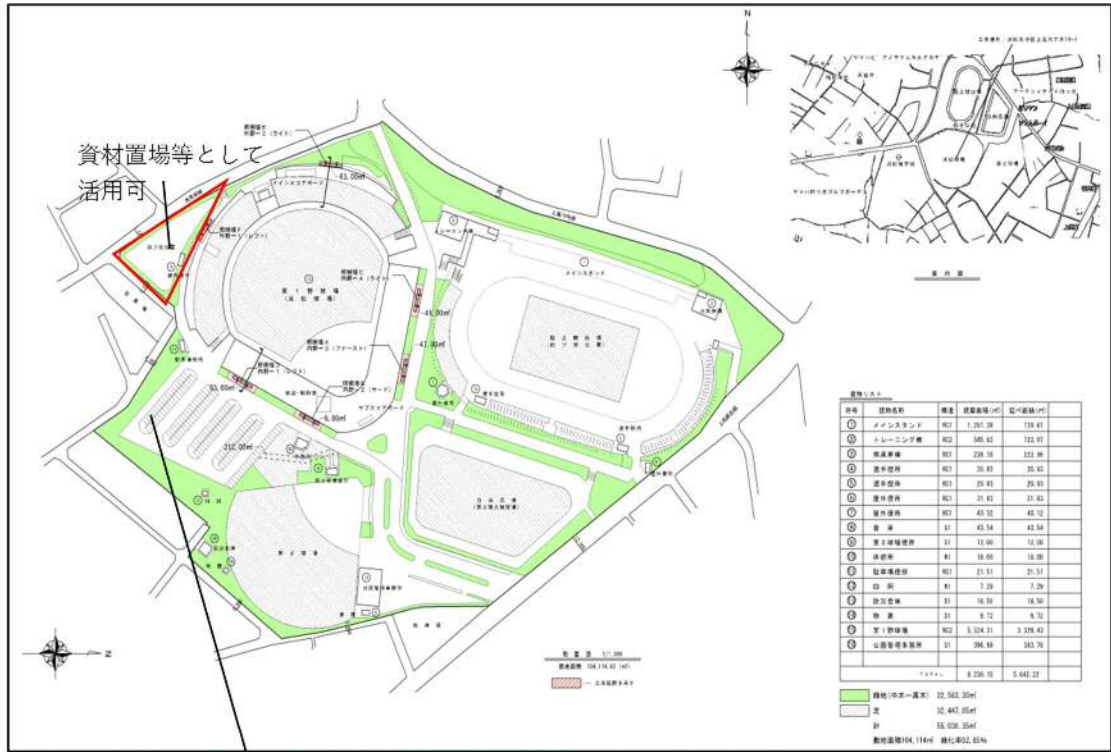
(1) 照明塔塗装及び照明 LED 化工事

- ア 設計業務
- イ 施工業務
- ウ 工事監理業務

2 工期

準備期間から検査及び手直し期間を含め、契約締結日から令和7年7月31日までとする。ただし、提案により供用開始日を前倒しすることは差し支えない。

配置図・案内図



第2章 共通事項

第1節 関係法令の遵守

本業務に当たっては、建築士法、建設業法、建築基準法、消防法、電気事業法、騒音規制法、振動規制法、労働安全衛生法、建築物における衛生的環境に関する法律、エネルギーの使用の合理化等に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、その他関係法令などを遵守すること。

第2節 関係官公署への対応

設計業務、施工業務及び工事監理業務の実施に当たっては、関係官公署の指導等に従い円滑に遂行すること。

また、労働安全衛生法、鉛中毒予防規則、大気汚染防止法等関係法令に基づく必要な申請・届出を整理し、各関係官公署との協議の上、受託者の責任において届出を行うこととし、その費用は受託者の負担とする。

第3節 実施体制

受託者は、本業務の実施に当たっては、以下の人員を配置した体制とすること。

(1) 統括責任者

受託者は、本業務全体を総合的に把握及び統括し、委託者との調整を行う「統括責任者」を選定し、事業開始日までに経歴書と共に委託者に届け出ること。原則として、提案書にて選定した者を統括責任者に選任するものとするが、特別な事情によりその者を配置できない場合には、事前に委託者の承認を得たうえで、その者と同等の能力を有するものを選定すること。なお、統括責任者を変更する場合も同様とする。

(2) 業務責任者

受託者は、設計業務、施工業務、工事監理業務を業務ごとに総合的に把握し、委託者との調整を行う「業務責任者（施工業務については、浜松市公共工事標準請負契約約款に定める「現場代理人」をいう。）」を選任し、事業開始日までに経歴書と共に委託者に届け出ること。

また、施工業務においては主任技術者（建設業法第26条に規定する主任技術者をいう。）若しくは専任の主任技術者又は監理技術者（建設業法第26条に規定する監理技術者をいう。）若しくは監理技術者資格者証の交付を受けた専任の監理技術者を選任し、事業開始日までに経歴書と共に委託者に届け出ること。

原則として、提案書にて選定した者を業務責任者等を選任するものとするが、特別な事情によりその者を配置できない場合には、事前に委託者の承認を得たうえで、その者と同等の能力を有するものを選定すること。なお、業務責任者を変更する場

合も同様とする。

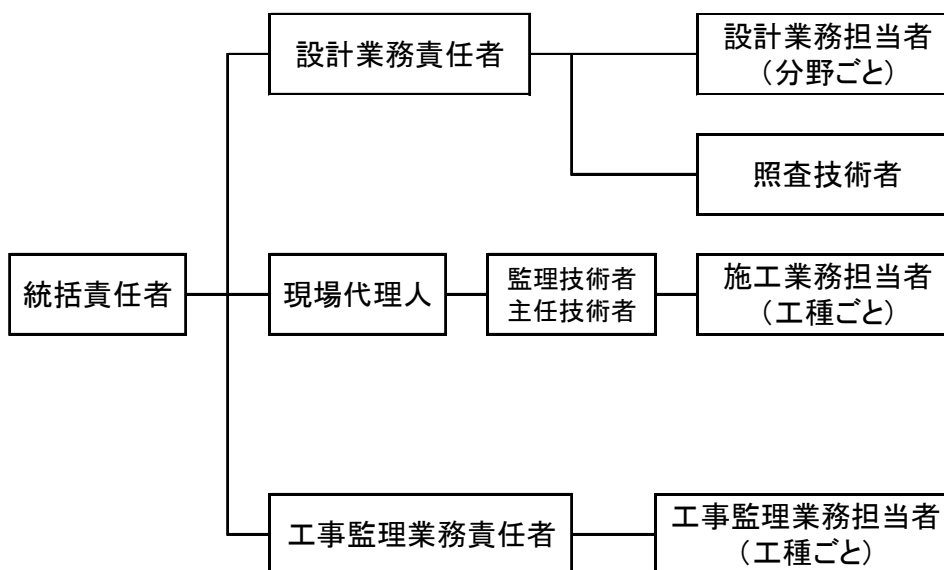
(3) 統括責任者及び業務責任者の要件

- ・業務責任者の兼任は不可とする。
- ・統括責任者と業務責任者の兼任は原則として不可とするが、受託者が合理的な説明を行い委託者が承認した場合は可能とする。
- ・現場代理人と主任技術者又は監理技術者の兼任は可とする。
- ・業務責任者は、原則として、各業務を担当するグループ企業の従業員とし、それ以外の企業から選定する場合は、委託者の承諾事項とする。

(4) 業務担当者

業務を行う者は、その内容に応じ、必要な知識及び技能を有する者とし、また、法令により業務を行う者の資格が定められている場合は、当該資格を有する者が業務を行うこと。

実施体制図



第4節 提出書類

1 業務計画書

受託者は、照明塔塗装工事の実施に際し、以下の書類を委託者に提出し、業務開始までに委託者の承諾を受けること。

- ・以下を含む実施体制図
 - ・統括責任者
 - ・各業務責任者
 - ・各業務担当者
- ・統括責任者届

- ・各業務責任者届及び経歴書、資格証明書類等
- ・各業務計画書

2 月次報告書

受託者は、照明塔塗装工事の実施に際し、各業務に関する月次報告書を、翌月の7日までに提出すること。月次報告書の内容については、契約締結後に委託者と協議の上決定する。

3 業務完了報告書

受託者は、改修業務の各業務の完了時において、以下の書類を業務終了後遅滞なく提出すること。

表1 業務完了報告書

業務名	書類	業務名	書類
設計業務	業務完了報告書	施工業務	業務完了報告書
	設計図書		竣工図
	建築積算工事費内訳明細書		竣工写真
	電気設備積算工事費内訳明細書		工事記録写真
	積算数量算出書		産業廃棄物管理票の写し及び内容集計表
	単価等資料	その他市が必要とする書類	
	見積一覧表	工事監理業務	業務完了報告書
	照査業務報告書		工事監理状況報告書
	工事工程表(案)		その他市が必要とする書類
	日影図		
その他市が必要とする書類			

4 その他

- (1) 受託者は、委託者が指定した様式により、関係書類を遅滞なく提出すること。
- (2) 委託者が様式を指定していないものは、受託者において様式を定め、委託者の確認を受けること。
- (3) 委託者の指示した書類は、各工種（建築、電気設備）に分けて業務ごとに綴って提出すること。
- (4) 書式はA4・縦・左綴じ（図面についてはA3・横・左綴じ）で作成し、背表紙及び表表紙に内容が分かるようにタイトルを付けて提出すること。
- (5) 書面2部に加え、電子データ（PDF及びCAD）をDVD-Rにて2部提出すること。

第5節 打合せ及び記録

- (1) 受託者は、設計業務・施工業務・工事監理業務を適正かつ円滑に実施するため、委託者と密接に連絡を取り、十分に打合せを行うこと。
- (2) 受託者は、委託者から進捗状況などの報告を求められた場合、速やかにこれに応じること。
- (3) 受託者は、委託者と打合せを行った場合、その都度打合せ記録書を作成し、委託者の確認を受けること。

第6節 報告

事業の実施に関して、委託者が報告、記録、資料提供を要求する場合は、速やか

に対応すること。

第7節 検査及び引渡し

- (1) 法的適合検査
 - a 必要な法定検査を受けること。
 - b 検査及び是正に係る一切の費用は、受託者の負担による。
- (2) 立ち入り検査
 - a 委託者が必要に応じて立ち入り検査を行うときは、受託者は、その監査、検査に全面的に協力し、要求する資料等を速やかに提出すること。
- (3) 完成検査
 - a 受託者は、本業務の施工業務を完了した後、工事監理業務責任者による工事の完成の確認後、速やかに完成届を委託者に提出し、完成検査を受けること。
 - b 完成検査を行う場所及び日時は、委託者の検査を行う職員（以下「検査職員」という。）が決定する。完成検査日は、当該通知を受けてから14日以内とする。
 - c 受託者は検査に合格しなかった場合、直ちに補修して委託者の確認を受けなければならない。
 - d 受託者は完成検査受検に際し、統括責任者、現場代理人、工事監理業務責任者及び検査職員が指名する者を同席させること。
- (4) 引渡し
 - a 引渡し時には、施設管理者などに機器の取扱い、操作方法などの指導に必要な技術者を派遣し、説明を行うものとする。同説明内容については、「機器取扱説明書」により書面に分かりやすくまとめ、委託者及び施設管理者に1部ずつ提出すること。
 - b 受託者は、完成検査に合格したときは、委託者の指示に従い、直ちに工事目的物を引き渡さなければならない。
 - c 受託者は建物引渡し後も、1年間は委託者の求めに応じて、建物の各設備などの調整を行うこと。

第8節 資格者の確保

受託者は、事業に必要なすべての有資格者及び人員を確保すること。

なお、鉛等の有害物を含有する塗料の剥離作業については、鉛中毒予防規則に基づく鉛作業主任者技能講習を修了した鉛作業主任者を選任すること。

第9節 要求水準の変更

委託者は本業務の事業期間中に、法令等の変更、災害の発生、その他特別の理由による業務内容の変更の必要性により、要求水準書の見直し及び変更を行うことがある。要求水準書の変更に伴い、受託者が行う業務の内容に変更が生じるときには、契約書の定めるところにより、所定の手続きを行うものとする。

第3章 照明塔塗装工事に関する事項

第1節 改修内容

1 照明塔塗装工事

(1) 概要

夜間照明塔の塗装について、鉛が含まれていることが分かっており、経年劣化による剥離片が公園周辺に落下するなど、利用者の安全性を確保する必要がある。

(2) 要求水準

ア 塗装の除去

(ア) 鉛が含まれる塗装を全て除去すること。

(イ) 除去方法の選定は、可能な限り発生する粉じん量が少ない工法を選択することとし、著しく困難な場合を除き、湿式によること。なお、著しく困難な場合は、サンドブラスト工法を用いる場合または塗布面が鉄製であり、湿らすことにより錆の発生がある場合という。

また、ブラスト工法を選定する場合は、粉じん障害防止規則に沿って作業員の安全確保を行うこと。

(ウ) 鉛が含まれる塗装の廃棄については、廃棄物処理法に基づき適切に処理すること。

イ 塗装

(ア) 塗装前に素地調整及び防食下地を行うこと。

(イ) 下塗り、中塗り、上塗りの間隔は十分に確保すること。

2 照明架台補強工事

(1) 概要

経年劣化や錆の進行の影響による照明架台の腐食（錆穴）が発生しているため、補強工事を実施する。

(2) 要求水準

照明架台について、経年劣化や腐食部分の取替、補強等を実施すること。

3 その他業務

(1) 概要

上記工事を実施するに当たり、必要な工事等を実施する。

(2) 要求水準

ア 植栽

(ア) 工事の実施に当たり、支障がある植栽を剪定（伐採を含む。）することができる。

(イ) 剪定する樹木等については、事前に委託者に説明し承諾を得ること。

(ウ) 伐採した樹木等については、原則として、植栽の新設をすること。

イ 足場仮設工事

(ア) 「手すり先行工法等に関するガイドライン」（厚生労働省平成21年4月）により、「働きやすい安心感のある足場に関する基準」に適合する手すり、中さ

- ん及び幅木の機能を有する足場とし、足場の組み立てや解体等の作業は「手すり先行工法による足場の組み立て等に関する基準」に基づき実施すること。
- (イ)屋根面からの脱落事故防止対策として、必要に応じて JIS A8971（屋根工専用足場及び施工方法）に基づき、建て方作業台や墮落防護さく等を設置すること。
- (ウ)除去する塗装の粉末等が外部へ飛散しないように養生を行うこと。

ウ 電気設備更新工事

本業務に必要な更新設備への電源供給及び配線接続のために必要な工事を行うこと。

4 全体工程表

- (1) 受託者は、契約締結後、設計業務着手から施工業務完成までの全体工程表を委託者に提出すること。
- (2) 全体工程表は、工事の進捗に合わせて、各業務が必要な時期に適切に行われるよう、相互の関連性を検討し記載する。
- (3) 委託者の完成検査までを考慮した工程表とすること。
- (4) 受託者は、提出した全体工程表を変更する必要がある場合、委託者に報告するとともに、業務に支障がないよう適切な措置を講じること。

5 周辺工事等に係る注意事項

- (1) 受託者は、工事のための基礎工事、下地補強工事などについては、設計業務・施工業務の中で遺漏のないよう注意すること。
- (2) 委託者は、周辺工事等の内容及び図面等を必要に応じて、通知または貸与する。

6 広報活動

- (1) 受託者は、工事開始前までに周辺住民へ説明を行うこと。範囲については、委託者と協議して決定する。
- (2) 受託者は、委託者が主催する説明会等の支援を行うこと。
- (3) 受託者は、工事の進捗状況が分かる資料を必要に応じ、委託者に提出すること。

第2節 設計業務

1 業務内容

- (1) 調査業務
 - a 受託者は、本業務を実施するに当たり、各種法令等に基づく制限や制約などを把握するための詳細な調査を行い、関係官公署から情報収集を行うこと。また、設計上の対応方針を検討し、設計図書に反映させること。
 - b 受託者は、本業務の実施に際して電波障害が予想される場合には、詳細調査を実施する。
- (2) 設計業務
 - a 受託者は、建築・電気設備工事について、細部まで検討を行うこと。
 - b 設計業務では、受託者の責任において要求水準書に規定した仕様、またはそれを上回る水準の仕様を提案し、設計図書を作成するとともに、必要に応じて設

計内容を説明する資料を作成し、確認申請提出前及び工事着手前に委託者に説明し、承認を得なければならない。

なお、施工業務着手後に設計図書の変更を行う場合も同様とする。

- c 設計業務の進捗管理は、受託者の責任において実施するものとし、委託者に対し、設計業務の進捗状況を定期的に報告するものとする。なお、委託者は、設計業務の進捗状況及び内容について、随時確認できるものとする。
- d 受託者は、確認申請ほか各種申請業務を行い、申請手続きに関する関係機関との協議内容を委託者に報告するとともに、必要に応じて各種許認可等の書類の写しを委託者に提出するものとする。
- e 受託者は、供用開始後の施設運用方法及び維持管理方法について委託者と協議し、必要に応じて設計図書に反映するものとする。

(3) 照査業務

- a 受託者は、照査業務を実施すること。
- b 設計においては、成果物を取りまとめるにあたり、設計図、設計計算書、数量計算書等について、それぞれ及び相互（設計図－設計計算書間、設計図－数量計算書間等）の整合を確認する上で、確認マークをするなどして分かりやすく確認結果を示し、間違いの修正を行うための照査を実施すること。
- c 照査技術者は、照査計画を作成し業務計画書に記載し、照査に関する事項を定めなければならない。
- d 照査技術者は、委託者の指示する業務の節目毎に、設計の照査を行うとともに、照査の結果については、報告書として委託者に提出すること。

(4) 設計定例会議

- a 委託者と受託者は、原則として隔週に1回、設計内容やスケジュール等の調整を目的として、定例会議を行うものとする。
- b 出席者は、委託者、受託者及び関係者とし、その他必要に応じて、オブザーバーの出席もできるものとする。
- c 会議会場は、市庁舎または周辺施設において、委託者が用意する。なお、現場事務所を設置する場合は、その場所を会場とする。

(5) その他業務

- a 機器取扱説明書の作成
 - ・ 受託者は、設計業務完了後、速やかに設備の年間維持管理及び法定点検の費用及び時期を委託者に提出すること。
- b 「公共工事に関する設計及び工事発注にかかる照査制度ガイドライン」を遵守すること。

2 設計業務責任者、照査技術者及び設計業務担当者

受託者は、設計業務の遂行に当たり、設計業務責任者、照査技術者及び設計業務担当者を選定すること。

- ① 受託者は、事業開始日までに、選定した設計業務責任者、照査技術者及び設計業務担当者の氏名、住所及び経歴などを書面により、委託者に提出すること。
- ② 受託者は、本工事の設計業務責任者、照査技術者及び設計業務担当者として十分な実務経験を有し、誠実かつ責任感ある者を選定すること。
- ③ 設計業務責任者及び照査技術者は、一級建築士の資格を有する者を選定すること。
- ④ 設計業務責任者と照査技術者は、兼ねることができない。
- ⑤ 設計業務責任者と工事監理業務責任者は、兼ねることができない。
- ⑥ 設計業務担当者は、各工種の工事監理担当者を兼ねることができる。
- ⑦ 設計業務責任者、照査技術者及び設計業務担当者の受託者からの変更は、委託者

- と協議の上、同等の実績を有し、委託者が適当と判断する代替者を配置すること。
- ⑧ 業務履行中においては、その者が設計業務責任者として、委託者が不適当とみなした場合は、受託者は速やかに適切な措置を講ずること。

3 設計図書

設計図書は、建築・電気設備の図面、仕様書、計算書及びその他の図書から成り、互いに補い合って施工業務担当者が施工すべき建築物及びその細部の形状・寸法、構成材料・機器等の種別・品質、工法、施工管理の方法等に関する情報を具体的に表現するものとする。

設計業務で作成する設計図書及び官公庁申請図書の一覧は、表Ⅱ、表Ⅲ に示す。

表Ⅱ 設計図書等一覧

提出図書	部数	摘要
設計図書		表3による
・設計図面（原図）A1	1部	CADデータ共、特記事項参照
・設計図面（縮小）A3	1部	CADデータ共、特記事項参照
・設計図面（A1）	2部	観音開き製本、工種ごとに分冊とする。
・設計図面（A3縮小）	2部	観音開き製本、工種ごとに分冊とする。
設計説明書	2部	特記事項参照
法令チェックリスト	2部	
各種検討書・計画図	2部	
構造・設備計画書	2部	
工事工程表（案）	2部	
打合せ用図面	適宜	
工事費内訳明細書	2部	
照査報告書	2部	
確認申請図書	適宜	
構造計算適合判定申請図書	適宜	
省エネ法申請図書	適宜	
その他行政提出書類	適宜	
日影図	1部	
電波障害調査報告書	1部	
ライフサイクルコスト計画書（案）	1部	
機器取扱説明書	2部	
打合せ記録書	適宜	

特記事項：設計図書について

- ・CADデータは、JWWデータで提出すること。
- ・設計説明書には設計の主旨、意図及び上記検討項目を総括した建築計画、構造計画、設備計画の内容を詳細に記載すること。
- ・上記データをDVD-R 等に入れて提出すること。

表Ⅲ 設計図書等一覧

図面	備考
意匠設計書 表紙	必要に応じて

	図面目録（リスト）	委託者と協議し確認すること。
	特記仕様書	
	案内図1/2500	
	配置図1/2500	
	立面図（照明塔ごと）	
	断面図（照明塔ごと）	
	平面図（照明塔ごと）	
	各部平面詳細図（照明塔ごと）	
	照明架台立面図（照明塔ごと）	
	タラップ詳細図（照明塔ごと）	
	点検口新設部詳細図（照明塔ごと）	
	仮設計画図	
	足場参考図	
	仕上詳細図	
電気設備設計書	表紙	同上
	図面目録（リスト）	
	特記仕様書	
	案内図（意匠設計図に同じ）	
	配置図（意匠設計図に同じ）	
	系統図	
	平面図	
立面図（照明塔ごと）		
その他	土地利用計画図	同上
	工事中の仮設計画図	
	日影図	
	各種資料	

特記事項：設計図書について

- ・ 建物の計画に応じ、追加及び削除すること。
- ・ 特記仕様書は、「国土交通省大臣官房官庁営繕部監修公共建築工事標準仕様書（最新版）」に準拠すること。
- ・ 上記データをDVD-R 等に入れて提出すること。

4 関係者等への説明

受託者は、設計業務の各段階において、委託者の求めに応じて、関係者に対して説明を行う。また、委託者が市民及び近隣居住者等へ説明を行う場合、受託者は必要な図書を作成するとともに、これらの説明に協力するものとする。

5 成果品の管理及び帰属

- ① 受託者は、「表Ⅱ 設計図書等一覧」に示す資料を成果品として、委託者に提出するものとする。
- ② 様式・書式については、事前に委託者の承諾を得るものとする。
- ③ 成果品は全て委託者に帰属し、その管理は委託者が行う。なお、受託者が当該業務に係る成果品、または計画の一部を第三者に発表する場合は、委託者と協議の上、承認を受けなければならない。

6 設計内容の変更

委託者は、必要と認めた場合、設計内容の変更を要求することができるものとする。
この場合の手続きについては、契約書で定めるものとする。

第3節 施工業務

1 業務条件等

① 基本条件

- a 受託者は、委託者と十分打合せの上、工事を進めること。
- b 受託者は、工法、材料、製品等について、その品質、工期（納期含む）及び安全性などの検討を十分に行うこと。また、その工法などが特殊である場合は、あらかじめ委託者と協議し、承諾を得ること。
- c 受託者は、施工業務内容に疑義が生じた場合、速やかに委託者と協議しなければならない。
- d 受託者は、建築、電気設備等の各工種間で、相互の工事内容について十分打合せ及び調整を行うこと。
- e 受託者は、関係者及び関係官公署等と十分打合せを行うこと。
- f 受託者は、近隣住民、関係者などに対しての工事説明を行うこと。
- g 受託者は、安全管理、災害の防止及び周辺環境の保全に十分配慮すること。
- h 受託者は、打合せスペースを備えた現場事務所を設置すること。

② 施工条件

a 作業日時等

- ・ 受託者は、労働時間短縮の推進を図るため、作業は、原則として休日（日曜日及び国民の休日に関する法律に規定する休日など（以下「休日」という。））は行わないこととし、平日に行うよう努めなければならない。
- ・ 作業時間帯は、原則として9：00～17：00 とする。
- ・ 作業内容、作業工程の都合などにより、作業時間の延長、休日作業の実施については、委託者と協議すること。
- ・ 施設利用者の安全確保に十分配慮すること。
- ・ 受託者は、敷地内及び周辺で開催される行事に配慮するものとし、施設管理者と作業日時及び騒音・振動・臭気等が発生する作業について調整すること。
- ・ 上記で作業を認めている期間及び日時においても、委託者は指示により作業日時などを制約することがある。その場合、受託者はこれに従わなければならない。

b 建設機械

- ・ 受託者は公害の防止に努め、工事に当たり建設工事に使用する建設機材は、低騒音・低振動型のものとする。

c 掘削土、埋戻土の扱い

- ・ 掘削土について、場外へ搬出する場合は、掘削土の調査、分析等適切に行い、搬出すること。
- ・ 場外から埋戻土等土壌を持ち込む場合は良質健全土とし、必要な検査を行い、持ち込む前に委託者と工事監理業務責任者により、良質健全であることの確認を得ること。

d 鉄骨工事

鉄骨の製作工場は、国土交通大臣から性能評価機関として認可を受けた（株）日本鉄骨評価センター及び㈱全国鉄骨評価機構（旧社）全国鐵構工業協会）の「鉄

骨製作工場の性能評価基準」に定めるM グレード以上として、国土交通大臣から認定を受けた工場または同等以上の能力のある工場とする。

2 業務着手時及び完了時の提出書類

受託者は、施工業務の実施に際し、以下の書類を委託者に提出し承認を得るものとする。

表IV 施工業務実施時の提出書類

提出書類		部数	備考
着工時及び 施工中	工事着手届	1部	着工前
	実施工程表	1部	着工前
	施工体系図	1部	着工前
	施工体制台帳	1部	建設業法等関係法令に基づき作成すること。
	下請業者選定通知書	1部	下請契約締結後2週間以内に提出
	統括責任者、監理業務責任者及び現場代理人等届	1部	着工前
	建設業退職金共済証紙購入状況報告書	1部	契約締結後1か月以内に提出
	工事カルテ	1部	着工時及び完了時に提出
	建設リサイクル法関係届出書	1部	着工前
	再生資源利用計画（実施）書	1部	着工前
	再生資源利用促進計画（実施）書	1部	着工前
	その他の書類	1部	着工前
	総合仮設計画図	1部	着工前
	総合施工計画書	1部	着工前
	施工計画書（各工種）	1部	着工前
	工事履行報告書	1部	毎月提出
	納入仕様書および品質証明報告書	1部	決定次第速やかに提出（カタログ、試験成績とともに提出）
	出荷証明書または納品伝票	1部	
	産業廃棄物に関する書類	1部	建設廃棄物処理委託契約書、マニフェスト写し、その他書類
	材料確認願	1部	適宜
打合せ記録	1部	打合せ後速やかに	
工事写真	1部	データとともに提出	
竣工後	竣工図書	1部	黒表紙製本金文字入り（A4判）データとともに提出
	竣工図二つ折り製本（A1判）、縮小版（A3判）	各1部	背張製本黒文字入り
	完成写真	1部	表紙製本金文字入り（A4判）30カット データと共に提出

	竣工図	1部	CADデータとともに提出
	機器取扱説明書	1部	
その他	ライフサイクルコスト計画書 (案)	1部	
	検査願		遅滞なく

特記事項：竣工図書について

- ・CADデータは、JWWデータで提出すること。
- ・写真撮影は、国土交通大臣官房官庁営繕部監修工事写真の撮り方による。
- ・当該建物完成原図のCADデータの著作権に係る当該建物に限る使用権は、委託者に移譲するものとする。
- ・上記データをDVD-R等に入れて提出すること。

3 監理技術者、現場代理人及び主任技術者

受託者は、施工業務の遂行に当たり、監理技術者、現場代理人及び施工業務担当者を選定すること。

① 監理技術者

- 受託者は、選定した建設業法第26条第2項に定める監理技術者の氏名、住所及び経歴などを書面により、委託者に提出すること。
- 共同企業体の場合は、構成員ごとに建設業法第26条第1項に定める主任技術者を選定し、氏名、住所、及び経歴などを書面により、委託者に提出すること。
- 受託者は、本工事の監理技術者及び主任技術者として十分な実務経験を有し、誠実かつ責任感ある者を選定すること。
- 監理技術者は、建設業法に規定される資格・実務経験を有するとともに、実施要領に定める基準時において、常勤で3か月以上の雇用関係にあるものとする。
- 監理技術者は委託者の承諾を得て、②に示す建築工事に係る現場代理人を兼ねることができる。
- 受託者からの監理技術者及び主任技術者の変更は、委託者と協議の上、同等の実績を有し、委託者が適当と判断する代替者を配置する場合に認める。

② 現場代理人

- 受託者は、浜松市公共工事標準請負契約約款による現場代理人を設置すること。
- 受託者は、選定した現場代理人の氏名、住所及び経歴などを書面により、委託者に提出すること。
- 受託者は、本工事の現場代理人として十分な実務経験を有し、誠実かつ責任感ある者を選定する。
- 現場代理人は、各施工担当者を兼ねることができない。
- 建設業法第19条の2に定める現場代理人の権限に関する事項及び当該代理人の行為についての委託者の受託者に対する意見の申し出の方法は、書面により委託者に通知すること。
- 受託者からの現場代理人の変更は、委託者と協議の上、同等の実績を有し、委託者が適当と判断する代替者を配置する場合に認める。

③ 施工業務担当者

- 受託者は、要求水準書及び提案書類に基づき、施工業務担当者を定め、その氏名、住所及び経歴等を書面により、委託者に提出し承認を得ること。
- 受託者は、本工事の施工業務担当者として十分な実務経験を有し、誠実かつ責任感ある者を選定する。

- c 施工業務担当者（建築）は、常勤で3 か月以上の雇用関係にある者とする。また、各施工業務担当者は、建築、電気設備の工種ごとに以下の表に示す資格を有する者を配置すること。
なお、建築については、施工期間中は常駐とする。

工種	対象
建築	1級建築施工管理技士
電気設備	1級電気工事施工管理技士

- d 受託者からの施工業務担当者の変更は、委託者と協議の上、同等の実績を有し、委託者が適当と判断する代替者を配置する場合に認める。

4 施工体制

受託者は、建設業法第24 条の7 第1 項の規定により、施工体制台帳を作成し、工事現場に備えるとともに、写しを委託者に提出すること。また、施工体系図を工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲示すること。

5 施工状況の確認

- ① 委託者が要請した場合、受託者は工事施工の事前説明及び事後報告を行うこと。
- ② 委託者は必要に応じて、工事現場において施工の確認を行うものとし、受託者はこれに協力すること。

6 施工定例会議

- ① 定例会議
 - a 委託者と受託者は、原則として毎月1 回以上、施工内容の確認や工程等の調整を目的として、定例会議を行うものとする。
 - b 出席者は、受託者及び委託者とし、その他必要に応じて、オブザーバーの出席もできるものとする。
 - c 受託者は会議資料を用意し、会議を進行すること。
 - d 会議会場は、現場事務所内に受託者が用意する。なお、撤去後は、市庁舎または周辺施設において、委託者が用意する。

7 作業範囲

- ① 作業範囲などについては、委託者の承諾を受けること。
- ② 資材置き場は作業範囲に確保し、資材などは引渡し完了するまで、全て受託者の責において管理すること。また、第三者が侵入できないよう囲うこと。
- ③ 枝払いや伐採を行う場合は、委託者の承諾を受けること。

8 施工内容の変更

委託者は、必要と認めた場合、施工内容の変更を要求することができるものとする。この場合の手続きについては、契約書で定めるものとする。

9 工事保険等

- ① 受託者は、工事目的物及び工事材料（支給材料を含む。）などを対象とする建設工事保険及び請負業者賠償責任保険、法定外の労災保険などに加入し、その証書の写しを委託者に提出すること。
- ② 建設工事保険の保険金額は、本工事の契約若しくは本工事の契約額のうち、委託者が施工業務に掛かる費用であると認めた金額を保証できるものとする。

- ③ 保険期間は、工事着工日から工事目的物引渡しの日までとする。
- ④ 工事保険などに必要な一切の費用は、受託者の負担とする。

1 0 安全管理・災害の防止

- ① 受託者は、関係法規に従うとともに、常に工事の安全に留意して現場管理を行い、施工に伴う災害及び事故の防止に努めること。
- ② 受託者は、近隣住民及び施設利用者などの安全を損なうことのないよう、十分な安全管理及び対策を行うこと。
- ③ 災害及び事故が発生した場合は、人命の安全確保を優先するとともに二次災害の防止に努め、その内容を委託者に報告すること。
- ④ 受託者は、地震、火災、台風、豪雨その他不時の災害の際、必要な人員を出動させることが可能な体制を整えておくこと。
- ⑤ 受託者は、適切な仮囲い、照明、施設利用者の安全通路その他危険防止設備を設置すること。
- ⑥ 受託者は、工事用車両出入口等に交通誘導員を配置し、安全管理に努めること。また、主要資材などの搬出入時については、適宜交通誘導員を増員し、通行の安全を確保すること。
- ⑦ 工事材料及び土砂などの搬送計画並びに通行経路の選定その他施設利用者（歩行者、車両）の通行に関する事項について、関係機関と十分協議の上、交通安全管理を行うこと。

1 1 周辺環境の保全

- ① 受託者は、作業範囲、工事用進入路などを常に整理整頓し、工事中に生じた不用品は速やかに場外搬出し、適正に処理すること。また、作業範囲及びその周辺の清掃、散水等を行うこと。
- ② 受託者は、施工業務に当たり、道路、樹木、車両その他の器物に損傷、汚損を生じないように努めること。万一、損傷、汚損等が生じた場合には、受託者の負担で速やかに原状回復すること。
- ③ 作業環境の改善、作業現場の美化等に努めること。

1 2 工事用電力・用水

着工から引渡しまでの工事に伴って使用する本施設の水道、電気料金等は、受託者の負担とする。

1 3 近隣対策

- ① 受託者は、自己の責任において、騒音、悪臭、光害、電波障害、粉じんの発生、交通渋滞、その他工事により近隣住民の生活環境が受ける影響を検討し、合理的な範囲の近隣対策を実施するものとする。
- ② 施工方法、工程計画は、近隣及び工事に際し影響がある関係機関などに対し、事前に周知するものとする。
- ③ 受託者は、施工中の近隣対応を適切に行い、その内容及び結果を速やかに委託者に報告するものとする。なお、近隣対応に掛かる費用は、受託者の負担とする。

1 4 建設業退職金共済制度（以下「建退共制度」という。）について

- ① 受託者は、建設に当たるものが雇用する建退共制度の対象労働者に係る共済証紙を購入し、当該労働者の共済手帳に共済証紙を貼付すること。

- ② 建設に当たる者が下請契約を締結する際は、下請け業者に対して、建退共制度の趣旨を説明し、下請け業者が雇用する建退共制度の対象労働者に係る共済証紙を合わせて購入して現物により交付するか、または建退共制度の掛金相当額を下請代金中に算入することにより、下請け業者の建退共制度への加入並びに共済証紙の購入及び貼付を徹底すること。
- ③ 委託者は、共済証紙の購入状況を把握するため、必要があると認めるときは、共済証紙の受払簿その他関係資料を求めることがある。
- ④ 工事現場に「建退共現場標識」（シール）を掲示すること。

15 その他

- ① 含鉛塗装の適切な処分
鉛の含有が判明している既設塗装について、「廃棄物処理法」に基づき適切に処分すること。なお、剥離作業については「鉛中毒予防規則」及び「剥離剤を使用した塗膜の剥離作業における労働災害防止について」（令和4年5月18日厚生労働省基安化発0518第1号）等に基づき労働者の健康安全を確保すること。
- ② 建設資材の分別解体等及び再資源化
「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」に定める規模の「対象建設工事」に該当しない場合においても、建設資材の分別解体等及び再資源化の実施に当たっては、同法に準じ適正な措置を講じること。
- ③ 鉄骨工事
鉄骨工事がある場合において、受託者による組立・開先検査、製品検査、建方検査を行うこと。
なお、検査員は、一級建築士を有する者とする。
また、各検査の報告書は、委託者に提出すること。
- ④ 社会保険
社会保険加入者のみ下請業者として参加することができる。また、社会保険の加入について、平成28年7月28日付けの「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」に沿って、元請業者が下請業者全てに指導すること。
- ⑤ ダンプトラック等による過積載等の防止
 - a 積載重量制限を超過して工所用資材を積み込まず、また積み込ませないこと。
 - b 過積載を行っている資材納入業者から、資材を購入しないこと。
 - c 資材等の過積載を防止するため、建設発生土の処理及び骨材等の購入等に当たっては、下請事業者及び骨材等納入業者の利益を不当に害することのないようにすること。
 - d さし枠装着車、物品積載装置の不正改造をしたダンプカー及び不表示車等に土砂等を積み込まず、また積み込ませないこととともに、本業務対象範囲内に入出入りすることのないようにすること。
 - e 過積載車両、さし枠装着車、不表示車等から土砂等の引き渡しを受ける等、過積載を助長することのないようにすること。
 - f 取引関係のあるダンプカー事業者が過積載を行い、またはさし枠装着車、不表示車等を土砂等運搬に使用している場合は、早急に不正状態を解消する措置を講ずること。
 - g 受託者は、以上のことにつき、下請事業者を指導すること。
- ⑥ 枠組足場
足場を設ける場合は、「手すり先行工法に関するガイドラインについて」（平成21年4月24日厚生労働省基発第0424001号）の「手すり先行工法等に関するガイドライン」により、「働きやすい安心感のある足場に関する基準」に適合する

手すり、中さん及び幅木の機能を有する足場とし、足場の組立て、解体または変更の作業は、「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」の2の(2)手すり据置方式、または(3)手すり先行専用足場方式により行うこと。

第4節 工事監理業務

1 業務内容

本業務における工事監理業務は、次の内容とする。

- ① 工事監理方針の説明等
 - a 工事監理方針の説明
 - ・ 受託者は、施工業務着手前、工事監理方針に基づき「重点工事監理項目」について、委託者と協議し承諾を得ること。
 - ・ 受託者は、「重点工事監理項目」及び適用基準等を含む監理業務項目のチェックリストを作成し、委託者に提出すること。
 - b 工事監理方法変更の場合の協議
- ① 設計図書の内容の把握等の業務
 - a 設計図書の内容把握
 - ・ 設計業務終了時に設計業務責任者から設計図書の内容の説明を受け内容の把握を行うこと。
 - ③ 設計図書に照らした検討及び報告業務
 - a 施工図等の検討及び報告
 - ・ 検討にあたっては、受託者は、設計図書との整合性の確認、納まりの確認、建築工事と設備工事との整合について十分確認すること。
 - ・ 施工図の検討をより効率的に行うために、受託者は、施工図作成の基礎となる総合図について検討・確認を行うこと。
 - b 工事材料、設備機器等の検討及び報告
 - ・ 受託者は、材料及び仕上見本等を検討し、設計意図に即した色彩計画を含め提案すること。なお、その際は浜松市景観条例を遵守すること。
 - ・ 設計図書にて指定の材料等の検討方法については、事前に委託者と相談すること。
 - ・ 材料等受け入れ及び製品検査において、受託者は、検査の方法について委託者と協議を行い、現地に赴く場合は、協議によること。
- ④ 対象工事と設計図書との照合及び確認
受託者は、設計図書に定めのある方法による確認のほか、目視による確認抽出による確認、品質管理記録の確認等、確認対象工事に応じた合理的方法により確認を行う。また、工事監理ガイドラインによる確認を行う。
- ⑤ 対象工事と設計図書との照合及び確認の結果報告等
- ⑥ 工事監理報告書等の提出
- ⑦ 工程表の検討及び報告
- ⑧ 設計図書に定めのある施工計画の検討及び報告
- ⑨ 対象工事と要求水準との照合、確認、報告等
 - a 工事内容が要求水準を満たしているか照合、確認、報告
 - b 工事請負契約に定められた指示、検査等
- ⑩ 関係機関の検査の立会等
- ⑪ 申請書類等の作成、申請及び立会
- ⑫ 工事期間中の施設利用者、第三者への安全対策の検討と実施
- ⑬ 工事の進捗管理

2 定例会議の出席

- ① 月例開催される定例会へ出席し、工程及び工事間調整を行うものとする。
- ② 会議内容については、書面（打合せ記録書等）に記録することとし、記録は、出席者間で相互に確認したものを保管する。

3 打合せ

- ① 委託者と工事監理業務責任者は、原則として、業務着手時、業務完了時、施工中は毎月1回以上打合せを行うこと。なお、施工中の打合せについては、業務着手時の打合せにおいて協議する。
- ② 業務等を適正かつ円滑に実施するため、工事監理業務責任者は、委託者と常に密接な連絡をとり、業務の方針及び条件等の疑義を正すものとし、その内容についてはその都度、工事監理業務責任者が打合せ記録簿に残し、相互に確認しなければならない。
- ③ 業務着手時及び工程の区切りにおいて、工事監理業務責任者と委託者は打合せを行うものとし、その結果については工事監理業務責任者が打合せ記録簿に記録し相互に確認しなければならない。
- ④ 工事監理業務責任者は、仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合は、速やかに委託者と協議するものとする。

4 資格要件等

工事監理業務について、それぞれ次に掲げる工事監理業務責任者及び工事監理担当者（建築、電気設備）を配置しなければならない。

- ① 工事監理業務責任者
 - a 工事監理業務責任者は、業務の適正な履行を確保するため、工事監理担当者が行う業務が適切に行われるように指揮監督しなければならない。
 - b 工事監理業務責任者は、原則、各工事監理担当者を兼ねることができないが、受託者が合理的な説明を行い委託者が承認した場合は可能とする。
 - c 工事監理業務責任者は、統括責任者及び監理技術者を兼ねることができない。
 - d 工事監理業務責任者の資格要件は次による。
 - ・ 一級建築士の資格を有する者。
- ② 工事監理担当者（建築）
 - a 工事監理担当者（建築）の資格要件は次のいずれかによる。
 - ・ 一級建築士の資格を有する者。
 - ・ 一級建築施工管理技士の資格を有する者。
- ③ 工事監理担当者（電気設備）
 - a 工事監理担当者（電気設備）の資格要件は次のいずれかによる。
 - ・ 一級建築士の資格を有する者。
 - ・ 設備設計一級建築士の資格を有する者
 - ・ 一級電気工事施工管理技士の資格を有する者。

5 提出図書

- ① 業務計画書
 - a 受託者は契約締結後15日以内に業務計画書を作成し、委託者に提出しなければならない。なお、計画書には次に掲げる事項を記載するものとする。
 - ・ 業務概要
 - ・ 業務工程表

- ・ 実施体制図
 - ・ 緊急連絡体制
 - ・ その他委託者が必要と認めた事項
- b 留意事項
- ・ 打合せ協議事項等により計画・工程の変更がある場合には、その都度新たな計画書を提出すること。
- ② 業務報告書
- a 受託者は月毎に業務報告書を作成し、翌月の7日以内に委託者に提出しなければならない。なお、報告書には次に掲げる事項を記載するものとする。
- ・ 工程表（バナナ曲線記載し、完了した工程（横線）は赤線で記載、進捗曲線も実績を赤線で記載する。）
 - ・ 実施した業務の内容
 - ・ その他委託者が必要と認めた事項
- ③ 工事監理期間中における近隣対策等の状況報告（対応が生じた場合に限る）
- ⑤ その他

第4章 LED照明に関する事項

第1節 業務内容

1 概要

本施設の照明塔にある全ての照明について、LED照明へ交換するとともに関連する調光操作卓等の照明設備及びシステム（以下「本設備」という。）の更新を行う。

2 要求水準

(1) 位置づけ

本要求水準書は、本業務の実施にあたり、本業務を実施する受託者に要求する施設整備の水準を示し、プロポーザルに参加する者の提案に指針を与えるものである。

(2) 事業内容

本業務は、以下の設計・施工・監理事業を行うものである。

- ア 既設照明器具の撤去工事
- イ 照明器具の更新（LED化）工事
- ウ 既存照明塔照明架台における腐食箇所の補修工事
- エ 照明制御盤・分電盤の更新工事
- オ 更新した照明及び照明制御盤（以下「更新設備」という）の試験
- カ その他本業務に必要な更新設備への電源供給及び配線接続のために必要な工事

(3) 適用基準

遵守すべき法令及び適用図書等本業務を実施するにあたっては、各種関連法令及び市の条例・規則等、並びに次に掲げる適用図書を遵守すること。

なお、その対応は受託者の責任において行うこととし、本業務を実施するにあたり必要とされる法令等は、全て公募時点において最新のものを参照し、適用すること。

ア 適用図書

- ・公共建築設計業務委託共通仕様書
- ・公共建築工事標準仕様書（建築工事編、電気設備工事編）
- ・建築工事監理業務委託共通仕様書
- ・公共建築工事積算基準
- ・その他関連する適用図書

イ 各種基準・指針等

- ・JIS Z 9110（2011）照明基準総則
- ・JIS Z 9127（2020）運動競技区分Ⅰの基準に準拠
- ・その他関連する基準・指針等

(2) 適切な工程計画と円滑な競技運営に資する光環境の構築

- ア 各種基準や指針に配慮の上で円滑な競技運営を支える照明整備とすること。
- イ 必要な各種許認可、届出等の手続きを実施すること。また、委託者が必要とする場合は、各種許認可等の写しを提出すること。
- ウ 周辺の建物や住民に対する漏れ光の影響について検討し、光害を可能な限り低減すること。
- エ 設計・施工・監理一括方式の利点を活かした工期短縮に努め、本業務の工事完了日までに全ての作業工程を完了すること。

(3) ランニングコスト削減に対する創意工夫

本募集要項等を遵守し、ランニングコスト削減のための創意工夫をすること。

(4) 保守管理に対する配慮

- ア 日常的な利用の簡易な操作性に加え、維持管理・保守管理・故障の対応などの容易性・迅速性・安全性に対する配慮をすること。
- イ LED照明器具については、1年以上の保証期間を設けること。
- ウ 使用機器は、耐久性、メンテナンス性に対して十分配慮すること。

(5) 照明器具に関する事項

ア LED照明は、以下の水準を満たすこと。

	平均照度	均斉度	グレア制限値	平均演色評価値	色温度
バッテリー間	2,500 lx以上	0.7 以上	50 以下	80 以上	5,000K 以上
内野	2,000 lx以上				
外野	1,500 lx以上	0.5 以上			

イ グレア制限値

敷地外へのグレアや漏れ光の抑制に十分配慮すること。

ウ マイナス 20℃から 35℃の温度範囲において、問題なく動作すること。

エ 照明の制御は、委託者が指定する放送調整室等の操作盤にて操作できること。

オ 照明器具の落下防止対策を施すこと。

3 業務条件等

(1) 基本条件

- ①受託者は、委託者と十分打合せの上、工事を進めること。
- ②受託者は、工法、材料、製品等について、その品質、工期（納期含む）及び安全性などの検討を十分に行うこと。また、その工法などが特殊である場合は、あらかじめ委託者と協議し、承諾を得ること。
- ③受託者は、施工業務内容に疑義が生じた場合、速やかに委託者と協議しなけれ

ばならない。

- ④受託者は、建築、電気設備等の各工種間で、相互の工事内容について十分打合せ及び調整を行うこと。
- ⑤受託者は、関係者及び関係官公署等と十分打合せを行うこと。
- ⑥受託者は、近隣住民、関係者などに対しての工事説明を行うこと。
- ⑦受託者は、安全管理、災害の防止及び周辺環境の保全に十分配慮すること。
- ⑧受託者は、打合せスペースを備えた現場事務所を設置すること。

(2) 施工条件

①作業日時等

- ・受託者は、労働時間短縮の推進を図るため、作業は、原則として休日（日曜日及び国民の休日に関する法律に規定する休日など（以下「休日」という。））は行わないこととし、平日に行うよう努めなければならない。
- ・作業時間帯は、原則として9：00～17：00 とする。
- ・作業内容、作業工程の都合などにより、作業時間の延長、休日作業の実施については、委託者と協議すること。
- ・施設利用者の安全確保に十分配慮すること。
- ・受託者は、敷地内及び周辺で開催される行事に配慮するものとし、施設管理者と作業日時及び騒音・振動・臭気等が発生する作業について調整すること。
- ・上記で作業を認めている期間及び日時においても、委託者は指示により作業日時などを制約することがある。その場合、受託者はこれに従わなければならない。

②建設機械

- ・受託者は公害の防止に努め、工事に当たり建設工事に使用する建設機材は、低騒音・低振動型のものとする。

- (3) 廃棄物処理法等を遵守し、不要となる既存機器等（水銀ランプを含む）の撤去及び処分を適正に行うこと。
- (4) 日本工業規格（JIS）など関係基準を踏まえ、経済性、省エネルギー性及び保守性に優れたものを選定すること。
- (5) 本設備の操作については、専門的知識のない者であっても簡単に操作できる機器とすること。
- (6) 供用開始前に、発注者及び指定管理者に対して、機器の十分な動作確認、試験調整及び取扱い説明を行うこと。
- (7) 当該設備の引き渡し後、発注者及び指定管理者からの技術的内容やシステム操作に関する支援を行うこと。
- (8) 当該設備の機器等の安全性及び信頼性を確保すること。また、当該設備の稼働

に係る部品については、引き渡し後、少なくとも6年間の供給を保証すること。

4 設計業務に関する事項

(1) 業務範囲

受託者は、本募集要項、要求水準書等に基づき、受託者の責任において本業務の施工に必要な設計を行うこと。

(2) 留意点

設計においては、次の点に注意すること。

- ア 照明設備は、高い安全性と信頼性を有していること。
- イ 省電力及び省エネルギー化に配慮した設備であること。
- ウ 作業環境及び労働安全衛生に十分配慮すること。
- エ 灯具などの設備の落下防止について万全を期すこと。
- オ 既存建物の構造や配置に配慮した照明設備の設計を行うこと。
- カ 点検整備作業の効率化に配慮し、点検作業の導線、補修、整備作業及び改修を含めた工事用スペースを確保すること。
- キ 実施設計期間中に委託者への中間報告を行った後に、最終案を作成すること。

(3) 提出書類

ア 設計図書（紙及び電子データ、図面データはPDF及びCADとする。）

- ①配線図
- ②系統図
- ③単線結線図
- ④更新設備の機器仕様及び主要機器の一覧表
- ⑤更新設備の配置図及びシステム構成図
- ⑥更新機器の仕様書
- ⑦照度分布図

イ 全体工程表

ウ その他委託者が求める資料

5 施工及び工事監理業務に関する事項

(1) 業務範囲

受託者は、募集要項、要求水準書等に基づき、本業務の施工及び工事監理を行う。

(2) 業務期間

施工業務の期間は、事業全体のスケジュールに整合させ、受託者が計画すること。

なお、施工に際しては、本施設及び陸上競技場の利用に支障がないよう委託者及び指定管理者と調整を行うこと。

(3) 着工前の業務

受託者は、本業務に必要となる各種許認可、届出等の手続きについて、事業スケジュールに支障がないように実施すること。また、委託者が必要とする場合は各許認可等の写しを委託者に提出すること。

(4) 施工期間中の業務

ア 施工

- ①受託者は、各種関連法令及び施工の安全等に関する指針等を遵守し、設計図書及び施工計画に従って本業務の施工を実施すること。
- ②受託者は、設計及び工事の進捗状況等を委託者に定期的に報告するほか、委託者から要請があれば、別途報告を行うこと。
- ③委託者は、受託者が行う工程会議に立合うことができるとともに、随時工事現場の施工状況の確認を行うことができるものとし、受託者はこれに協力するものとする。
- ④施工を円滑に実施できるよう、必要な施工状況の説明及び調整を十分に行うこと。
- ⑤騒音、振動等の諸影響について、十分な対策を施すこと。苦情等が発生した場合は、受託者の責任において適切に対応し、処理すること。
- ⑥施設等に損傷を与えないよう留意し、工事中に汚損、破損をした場合の補修及び補償は、受託者の負担において行うこと。
- ⑦工事途中において、当初実施設計内容に変更が生じた場合、変更内容の分かる書類を委託者に提出し、委託者との協議を行うこと。
- ⑧別途工事等と作業等が重なる場合は、別途工事受注者と協力して、作業を円滑に進めること。

(5) 竣工後業務

ア 受託者による竣工検査

- ①受託者は、自らの責任において、竣工検査及び更新設備等の試験を実施すること。
- ②竣工検査及び更新設備等の試験の実施については、それらの実施日の7日前までに委託者に書面で通知すること。
- ③委託者は、受託者が実施する竣工検査及び更新設備等の運転に立合うものとする。
- ④受託者は、委託者に対して竣工検査及び更新設備等の運転結果を報告すること。

イ 委託者の施工完了確認

委託者は、受託者による竣工検査及び更新設備等の試験並びに前項の検査終了後、以下の方法により施工完了確認を実施する。なお、施工完了確認の結果、設計図書と食い違いがあった場合、委託者は、受託者に対して改修又は補修を

求めることができる。

- ①委託者は、受託者の立会いの下で、施工完了確認を実施する。
- ②施工完了確認は、委託者が承諾した設計との照合により実施する。
- ③受託者は、更新設備等の取り扱いに関する委託者への説明を、前項の試験とは別に実施する。

ウ 竣工図書の提出

受託者は、委託者による施工完了確認に必要な写真、施工に関する書類（以下「完成書類等」という。）を委託者に提出すること。

- ①施工図（2部・製本）
- ②施工図データ（2部・CD等 ※PDF及びCAD）
- ③諸官庁申請書（写）
- ④各種報告書

エ 引渡書の提出

受託者は、委託者による工事完了確認後、以下の書類を遅延なく委託者に提出すること。

- ①機器仕様書、取扱説明書、保証書、鍵等
- ②維持管理に必要となる書類及びデータ

6 改善提案への対応

受託者は、設計中又は工事施工中に疑義が生じた場合には、その都度書面で委託者と協議し、その指示に従うとともに、協議記録を提出すること。

7 その他

- (1) 工事期間中は、定例打合せを実施すること。
- (2) 必要に応じて、関係諸機関と十分に協議すること。
- (3) 設計・施工・監理にあたり、第3章に包含される内容はそれに準ずること。
- (4) 本要求水準書に定める事項について、疑義が生じた場合又は、定めのない事項については、委託者及び受託者の協議によるものとする。